



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

Addendum Rev. 2 to DGR 54 Edition - 27 December 2012

Addendum Rev. 1 to DGR 54 Edition - 23 December 2012

第 54 版 補追 Rev. No. 2 - 2012 年 12 月 27 日

第 54 版 補追 Rev. No. 1 - 2012 年 12 月 23 日

IATA 危険物規則書を使用される方々は 2013 年 1 月 1 日より効力を発する第 54 版に下に掲げる改訂と訂正があった事に留意して戴きたい。改訂箇所には下線を引いて目立つようにしてある。

政府例外規定の新設および改訂 (Section 2.8.2)

FRG-06 差し替え

2.4.2 (a), (b) 並びに(c) に掲載されている危険物は郵便にてフランス国へ行く、出る、または、通過してはならない。

2.4.2 (c) に記されている放射性物質をフランス国の航空郵便を利用しての輸送は、差出人が監督官庁 ASN (FRG-03 参照) の許可を得ることが条件となる。

USG の改訂

USG-01

航空での危険物の輸送はアメリカ合衆国規則 (49 CFR Parts 171-180) もしくは 49 CFR Part 171 Subpart C で制限が加えられている ICAO 技術指針に従わなければならない。49 CFR 175 はアメリカ合衆国へ来る、出る、もしくは国内を運送される商業目的の危険物の輸送依頼、受託、運送に適用され、また、商業航空に携わっているアメリカ合衆国に登録されている如何なる航空機にも適用される。Part 175 には、49 CFR に関わる業務を行う者、行うことを意図する者、もしくは行うことを要求されている者に対して、追加の要件が記されている。また、航空機の乗客や乗員にも適用になる。

危険物貨物について ICAO の技術指針が使用されている場合は、ICAO の技術指針の適用を怠った場合、また、関連するアメリカ政府例外規定を守らなかった場合は、アメリカ合衆国の規則を侵害したことになる。

[編集者の注]

IATA の危険物規則書は ICAO の附属書 18 番と関連した技術指針の要件を完全に満たしている。

アメリカ合衆国の監督官庁は

Associate Administrator for Hazardous Materials Safety

US Department of Transportation

Pipeline and Hazardous Material Safety Administration

Washington DC USA 20590-0001

である。

容器に要求されているすべてのマーキング並びに荷送人の危険物申告書には英語を用いなければならない。省略語は、本規則書で特に使用を許されているか、49 CFR 172 の Subpart C および D で認められている場合に限り、使用して差し支えない。(7.1 及び 8.1 参照)

運送書類の写し、もしくは運送書類の電子データは、最初の運送人が危険物貨物を受託した時から 2 年を下らない期間、荷送人が保持していなければならない。個々の運送書類に最初の運送人が貨物を受託した年月日が記録されていなければならない。但し、AWB（航空運送状）もしくは Bill of Lading（船荷証券）に記載されている日付をもって最初の運送人が受託した日の記録の代わりにしてもよい。危険物の廃棄物については、運送書類は最初の運送人が危険物の廃棄物を受託してから 3 年間保持していなければならない。

Note:

アメリカ合衆国の規則、並びに規則の解説についてはインターネットで

[http://www/phmsa.dot.gov/hazmat/regs](http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs) にアクセスすれば入手出来る。規則に関する質問は Office of Hazardous Materials Safety Information Center +1 (800) 467 4922, +1 (202) 366 4468 もしくは e-mail で infocntr@dot.gov へ連絡されたい。

USG-02

DGR 4.2 (危険物リスト) の G/H 欄、I/J 欄および K/L 欄に “Forbidden (輸送禁止)” と記載があり、且つ、特別規定 A1 も A2 も付記されていない危険物に追加して、アメリカ合衆国規則で輸送が禁止されている物は、如何なる状況下でもアメリカ合衆国へ行く、出る、もしくは国内運送をしてはならない (49CFR 173.21 及び 49CFR 172.101 に掲載してある Hazardous Materials Table を参照すること)。

49CFR 172.101 の Hazardous Materials Table に特に許されていない限り、区分 6.1 で蒸気吸入毒性が包装等級 I のもの、もしくはガスで区分 2.3 の規定に合致するものは、旅客機、貨物専用機とも、アメリカ合衆国へ行く、出る、もしくは国内運送をしてはならない。

一次(充電不能)のリチウム金属バッテリー及びセル(UN3090)は旅客機に搭載して輸送することは禁止である。かかるバッテリーで包装基準 968 の Section 1A もしくは 1B の規定に従って輸送されるものは CARGO AIRCRAFT ONLY のラベルが貼られていなければならない。包装基準 968 の Section II の規定に従って輸送されるものは PRIMARY LITHIUM METAL BATTERIES - FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT もしくは LITHIUM METAL BATTERIES - FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT の文言が表示されていなければならない。

一次(充電不能)のリチウム金属バッテリー及びセルが装置や器具に組み込まれているもの、もしくは同梱で輸送される場合 (UN 3091) は下記を満たさない限り、旅客機に搭載は許されない。

1. 適宜、器具とバッテリーもしくはセルが、包装基準 969 もしくは 970 の条件に従って輸送されていること
2. 容器の中に意図した器具を作動させるため必要な数のバッテリーもしくはセル以上入っていないこと
3. 個々のセルの容量は、完全充電されている状態で 5g 以上のリチウム含有量がないこと。
4. 個々のバッテリーの陽極の総容量は、完全充電されている状態で 25g 以上のリチウム含有量がないこと。
5. リチウムバッテリーの正味重量が 5kg (11 ポンド)を超さないこと。

一次(充電不能)のリチウム金属バッテリー及びセルで装置や器具に組み込まれているもの、もしくは同梱で輸送される場合 (UN 3091) で包装基準 969 もしくは 970 の Section I に従って輸送されるもので、上記の規定に当てはまらないものは旅客機での輸送は禁じられ、貨物専用機用の CAO ラベルを貼らなければならない。

一次(充電不能)のリチウム金属バッテリー及びセルが装置や器具に組み込まれているもの、もしくは

は同梱で輸送される場合（UN 3091）で包装基準 969 もしくは 970 の Section II に従って輸送されるもので上記の規定に当てはまらないものは旅客機での輸送は禁じられ、下記の文言が記されていないとしない：”PRIMARY LITHIUM BATTERIES - FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”もしくは、”LITHIUM METAL BATTERIES - FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”。

Notes:

1. 49CFR 172.101 (9A 欄) で旅客機搭載が禁じられているものは、この規則書でかかる輸送が許されていても、引き続き旅客機での輸送は禁じられている。49CFR 172.101 (9B 欄) で貨物専用機に搭載が禁じられているものは、この規則書でかかる輸送が許されていても、引き続き貨物専用機での輸送は禁じられている。
2. 49CFR 175.10 で乗員、乗客が預託手荷物もしくは機内持ち込み手荷物として搬送が禁じられているものは、この規則書の 2.3 で許されていても、引き続き禁じられている。例えば、雪崩救出用リュックサックは乗員、乗客が搬送してはならない (2.3.4.3 参照)。

USG-04

アメリカ合衆国に行く、出る、国内航空運送される物質で追加要件があるものは下記のとおりである。第 III 項の追加要件は、アメリカ国籍の航空機がアメリカ国外で運航する場合にも適用になる。(1.3.1 参照)

(I) Hazardous substances (危険物質)

物質が 49CFR 172.101 の Appendix A に記載されていれば、混合物や溶液も含め、1 個の容器に収納されている物質の正味数量が Appendix A に記載されている Reportable Quantity (RQ - 報告すべき数量) に等しいか、上回る場合は、下記を除き、その物質は危険物質となる。

- ・ 石油製品で潤滑油か燃料である場合、
- ・ 濃度が物質に対して定められている RQ に基づき、下掲の表の数値を下回る場合

RQ Kilograms	重量による濃度	
	パーセント	PPM
45.4	0.2	2,000.0
4.54	0.02	200.0
0.45	0.002	20.0

放射性核種の混合物については 49CFR 172.101 Appendix A の Note 7 を参照。

危険物質は後述の Section II に定義されている危険物の廃棄物以外は、下記の要件に従わなくてはならない。

- (a) 危険物質でこの規則書に従い危険物と認定されたものは、**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.**もしくは **Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.**以外の名称の場合:
 1. 既に要求されている品目名に含まれている場合、また、第 7 分類の放射性物質を除き、申告書に危険物質の名称をカッコに入れて、危険物の名前に付随して記入する。容器には、正式輸送品目名に付随して記載する。
 2. “RQ”の文字が申告書の正式輸送品目名の直前か、直後に記入され、容器には正式輸送品目名に付随して記入されること。
- (b) この規則書の危険物の定義のいずれにも当てはまらない危険物質の場合:

1. 危険物質は”**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s., Class 9, UN 3082, III**”もしくは”**Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s., Class 9, UN 3077, III**”の基本的名称に割り当て、かかる名称に付随したこの規則書の要件に従って輸送する。
2. 5.0.2.9を除いて、容器はPG IIIの物質に適応し、この規則書の5.0項にあるすべての適応する一般包装要件を満たさなければならない。
3. “RQ”の文字が申告書の正式輸送品目名の前か後ろに明記され、容器の表面にも正式輸送品目名に関連して記されていないなければならない。
4. 危険物質の名称はカッコに入れ、申告書の正式輸送品目名に関連して、また、容器についても正式輸送品目名に関連して記載されていないなければならない。もし、物質に2つ以上の危険物質がある場合には、RQの値が低い方2つまでの物質の名称記載でよい。

Note: 49CFR 172.101のAppendix Aに掲載してあるHazardous substanceの表はインターネットで<http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/tegs/international/icao>にアクセスすれば、入手出来る。

(II) Hazardous Waste (危険物の廃棄物)

危険物の廃棄物とは物質でUnited States Environmental Protection Agency (EPA - アメリカ合衆国環境保護庁)の危険物廃棄物目録に適合するもので、40CFR Part 262に指定されたものを言う。

- (a) 危険物の廃棄物で、危険性があり、”**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.**”もしくは”**Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.**”の名称以外の危険物については:
 1. 申告書と包装容器の正式輸送品目名の前か後ろに”Waste”と言う文言を書かなければならない。
 2. 49CFR 172.205の危険性廃棄物マニフェストに関連した規定が適用になる。
- (b) この規則書の規定に従って、危険物の如何なる定義にも当てはまらない危険性廃棄物については:
 1. 危険性廃棄物は基本的な名称の”**Waste Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s., Class 9, UN 3082, III**”もしくは”**Waste Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s., Class 9, UN 3077, III**”として輸送される。この輸送品目名に従ったこの規則書の要件を当てはめて輸送する。
 2. 容器この規則書の5.0項の一般包装要件の適応するすべての要件を満たしてPG IIIの貨物に適応する規則に従う。
 3. 危険性廃棄物に関連した49 CFR 172.205の要件を満たさなければならない。
 4. 危険物としての要件を満たす危険性の廃棄物は申告書の正式輸送品目名と容器の正式輸送品目名に危険物質の名称をカッコに入れて追加することと、”RQ”の文字を記さなければならない。

Notes:

1. アメリカ合衆国内で危険性廃棄物を輸送する者は、Environmental Protection Agency (EPA)よりWaste Transporter Identification Number (廃棄物運送人識別番号)を得ている運送人のみ認められる。
2. 上記I項及びII項で言及されている、UN 3077もしくはUN 3082に物質を割り当てるかの判断はこの規則書の特別規定A97に従う。
3. インターネットで <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs/international/icao>にアクセスすれば、49 CFR 172.101のAppendix Aに示されている危険性廃棄物のリスト及び関連するRQの値が入手できる。

(III) Other Materials (その他の物質)

この規則書の要件に満たない物質で、49 CFR 171-180 の危険性クラスの定義に合致するものは、当該規則の要件に従って輸送しなければならない。

USG-05

火薬物件や物質はアメリカ合衆国の Approvals and Permits Division (PHH-30) (USG-01 参照) の事前の許可のない限り、アメリカへ行く、出る、通過する、もしくはアメリカ国内を輸送してはならない。かかる許可は、物件の構成、デザイン、包装に変動がない限り、当該物件や物質の以後の輸送にも有効である。

49 CFR 172.320 に別段の規定のない限り、火薬類の物件もしくは物質を収納した個々の貨物には許可証に許可された物件、物質、もしくは装置ごとに割り当てられている EX 番号をマーキングしなければならない。EX 番号は、49 CFR 172.320 (d) に規定されているように貨物にマーキングするよりも、運送書類 (申告書) に輸送品目名に関連して記載してもよい。49 CFR 173.56 (h) に述べられている種類の物件には、事前の EX 番号の許可は不要である。

USG-06

シリンダーでアメリカ合衆国へ行く、出る、もしくは国内輸送されるものは 49 CFR 178 の適応する規格に従って製造、検査並びに試験がされていなければならない。但し、外国製のシリンダーでアメリカにおいて充填する目的で持ち込まれたものは、アメリカ合衆国から輸出される目的で輸送される場合は 49 CFR 171.23 (a) (4) の要件に従ってなされなければならない。(包装基準 200 参照)

国連規格のポータブル・タンクでないタンクでアメリカ合衆国以外の国で製造されたもので、国連のモデル規則書 (UN Model Regulations) の適応する要件を満たすものは、49 CFR 178.270 から 178.277 の要件に従い、デザインされ、認可を得ていなければならない。

49 CFR 173.306 に別段の規定のないかぎり、容量が 120mL (4 fl.oz) を超しているエアゾール容器は、充填出来ない金属製もしくはプラスチック製のエアゾールでなければならない。エアゾールは圧縮ガス、液化ガス、もしくは圧力を加えた溶解ガスから構成され、非毒性の液状、ペースト状、もしくは粉末状 (区分 6.1 で包装等級 III の物質以外のもの) のものを噴出する目的で、自動的に閉鎖する弁が備えられていて、内容物をガスにより噴出させる機能を持つものである。

USG-07

ライター (タバコ用) もしくはその他の類似の装置で引火性のガスを含んでいるもの (例えば、暖炉用の着火装置、松明のようなもの) は、認可された試験機関が承認を与えた個人により検査並びに試験されたもので、アメリカ合衆国の然るべき官庁 (USG-01 参照) が承認していない限り、アメリカ合衆国へ行く、出る、もしくは国内輸送をしてはならない。検査と試験を受けるために提出されるデザイン見本については 49 CFR 173.308 を参照のこと。

アメリカ合衆国の然るべき官庁 (USG-01 参照) が発行する承認番号で 2007 年 1 月 1 日以前のもものは失効しているので、現在生産されている個々のライター・デザインは 49 CFR 173.308 に従い、再度、検査と試験を受けなければならない。

USG-12

アメリカ合衆国へ行く、出る、通過する、もしくは国内輸送される貨物は下記に示す緊急対応情報 (Emergency Response Information) が、磁性物質 (UN 2807) と危険物申告書が不要な危険物貨物を除き、全ての危険物貨物に対して提供されなければならない。

電話番号 (Telephone Number):

この規則書で要求されている荷送人の危険物申告書には危険物貨物に係わる事件の際に使用する緊急対応電話番号 (アメリカ合衆国内よりアメリカ以外の国にアクセスするための国際電話用の地域コード、局番など) が記載されていなければならない。この電話番号は、当該危険物貨物が輸

送されている期間、または、輸送に関連して倉庫の中での事故にも対応して、常時、下記の者によりモニターされていないなければならない。

1. 輸送されている危険物についての危険性並びに特徴を熟知している者、
2. 当該危険物に関し、緊急対策、並びに事故対策に詳しい者、もしくは
3. そのような知識と情報を持っている者に即時に連絡を取れる者

緊急対応電話番号は 2.7 で取り上げている少量危険物、並びに下に掲げた正式輸送品目名の危険物貨物には不要である。Battery powered equipment, Battery powered vehicle, Carbon dioxide, solid, Consumer commodity, Castor beans, flakes, meal もしくは pomace, Dry ice, Engine, internal combustion, flammable gas powered, Engine, internal combustion, flammable liquid powered, Refrigerating Machines, Vehicle, flammable gas powered 並びに Vehicle, flammable liquid powered.

遵守の方法 (Means of Compliance)

電話番号は危険物貨物を輸送のため差し出す者の番号、もしくは、代行人または外部機関で当該危険物に関し、荷送人の情報提供責任を代行し、詳細な情報を提供できる能力を持つ者の番号でなくてはならない。危険物貨物を輸送のために差し出す者で、代行人または外部機関の電話番号を危険物申告書に記す者は、代行人または外部機関が輸送される危険物に関する最新情報を持っていることを貨物を輸送に出す前に確認しなければならない。

書類の要件 (Documentation Requirements)

電話番号は危険物申告書にその目的、**EMERGENCY CONTACT:**の文言と共に、下記のように記載されていなければならない。

1. 申告書の個々の危険物の名前のすぐ下に続けて記載するか、また
2. 一つの電話番号で申告書に記載されている個々の危険物の情報が得られるのであれば、明らかに分かる目立つ場所に、緊急対応電話番号であることを明記して一つの電話番号を記載して差し支えない。

緊急対応情報 (Emergency Response Information)

輸送されている危険物に関連した緊急対応情報は、危険物が輸送されている期間中、常時、直ちに入手出来なければならない。この情報は緊急事態に直ちに役に立つ情報で、事故の際の即時の対応、地上で発生した事件に対しての即時の対応に必要なもので、最低でも下記を含まなければならない。

1. 8.1.6.9.1 First sequence - Identification にある危険物の名称並びに諸情報
2. 人に対する直接的な危険性
3. 火災もしくは爆発の危険性
4. 事故や事件に際し、緊急にとるべき処置
5. 火災を制御するための緊急手段
6. 火災が発生していない状況で、漏洩や漏れに対する初期処置
7. 初期救急対策

言語 (Language)

情報は英語で印刷されていないなければならない。そして、危険物が収納されている包装物から離れた位置にしなければならない。事件が発生した場合、直ぐに入手できなければならない。遵守の方法は下記以外にも色々ある。

1. 危険物申告書に情報を含める
2. 情報を他の書類、例えば、上記の全ての情報が最低でも記載されている製品安全データ・シートに含める。
3. 危険物申告書に関連して使用できるように別の書類、もしくは、機上の場合、この規則書の 9.5 に記されている機長への通知書の情報とリンクして、例えば、ICAO Emergency Response Guidance for Aircraft Incidents involving Dangerous Goods (Doc. 9481) (ICAO 危険物が絡む

航空機事件に対する緊急対応のガイダンス) のようなものを準備する。

USG-13

運航者は 49 CFR 175 (USG-01 参照) のすべての要件を守らなければならない。下記に列記された要件に限定されるものではないが、次の要件が含まれている。

- (a) アメリカ国発着またはアメリカ国内を運送するために、本規則に従って準備された輸送物について、運航者は荷送人が本規則の中に記載されているすべての適用するアメリカ政府例外規定を満たしていることを確認しない限り、その運送物を受託してはならない。(9.1.2 参照)
- (b) 運送書類のコピーもしくは電子映像を、最初の運航者が危険物貨物を受託してから最低 1 年間、最初の運航者が保管していなければならない。個々の運送書類のコピーに、最初の運航者が貨物を受託した日付が記入されていなければならない。運送書類の日付は、航空運送状または積荷証券に印字されている荷送人が航空会社に輸送する貨物の準備が出来た旨を通知をした日でも可であるが、代わりに貨物が引き取られた日もしくは運航者が貨物を受託した日でもよい。危険物の廃棄物については、運送書類は、廃棄物が最初の運航者によって受託された日より 3 年間保管されていなければならない。(9.8 参照)
- (c) 機長への通知書にはアメリカ政府例外規定に記載されているアメリカ政府の規則に基づき危険物として認識されている他の追加された物質についても記入があり、必要な情報が提供されていなければならない。(9.5.1.1 参照)
- (d) 少量もしくは微量危険物、第 9 分類の物質、交換部品として輸送される航空機のバッテリー (49 CFR 175.8) および本規則で危険であると考えられる物質または物件であるが 49 CFR 171-180 に適合しないものを除いて、下に掲げた搭載制限が適用になる。
 1. 正味 25kg を上回らない量の危険物と、それに加えて、非引火性ガスを正味 75kg で、旅客機に搭載が許されるものは アクセス出来ない形式で航空機に搭載して差し支えない。
 2. 貨物専用機での輸送については、下記の追加物件が 上述の搭載制限から除外される。
 - (i) 第 3 分類 (引火性液体) で包装等級 III のもの (その物質に腐食性のラベルが貼られていない限り)
 - (ii) 区分 6.1 (毒物) (その物質に引火性液体のラベルが貼られていない限り)。(包装等級 II もしくは III のみ) {訳者 注: 8 ページにある訳者 注を参照すること}
 - (iii) 区分 6.2 (病気を移しやすい物質)
 - (iv) 第 7 分類 (放射性物質) で他の危険性の定義に合致しないもの

Notes:

1. アクセス可能とは、旅客機もしくは貨物専用機において、個々の貨物の搭載位置が乗員もしくは他の担当者がアクセス出来、取り扱いすることが出来、そして、大きさと重量が許すならば、飛行中、他の貨物から離れて搭載されていることを言う。コンテナに搭載され、コンテナがアクセス出来る位置にあり、また、貨物がコンテナの中にアクセス出来る状態で積み込まれている場合も含む。更に、貨物専用機に搭載されている場合、貨物が下記のように搭載されていれば、アクセス可能な状態とみなす。
 - ・ 14 CFR 25.857(c) の規定に従い、連邦航空局が Class C 航空機貨物室と認めた貨物室に搭載
 - ・ 連邦航空局が認可したコンテナで Class C 航空機貨物室の証明と同等な認可された火災探知もしくは煙探知機構を持ち、火災抑圧装置を具備しているコンテナに搭載
2. アクセス不能とは、その他すべての搭載方法で、貨物が搭載してある場所に乗員もしくは他の担当者が接近する事が出来ない、取り扱うことも出来ない場合で、大きさと重量が許すならば、飛行中、他の貨物から離れて搭載されていないことを言う。コンテナに搭載され、コンテナがアクセス出来る位置にあっても、貨物がコンテナの中にアクセス出来ない状態で積み込まれている場合も含む。

下に掲げた表で本例外規定の図解を行う。

TABLE USG-13.A
数量および搭載の表

適用機材	搭載禁止	貨物室ごとの数量制限 危険物 25kg NET 区分 2.2 - 75kg	無制限
旅客機	CAO ラベル貨物	アクセス出来ない	アクセス可能
貨物専用機 に旅客機貨物 を搭載する	適用しない	アクセス出来ない (Note 1)	アクセス可能 (Note 2)
貨物専用機 に CAO 貨物 を搭載する	アクセス出来ない (Note 1)	適用しない	アクセス可能 (Note 2)

Notes:

- 下記の物質は搭載制限から免除される。
 - 第 3 分類 (引火性液体) PG III (その物質に腐食性のラベルが貼られていない限り)
 - 区分 6.1 (毒物) (その物質に引火性のラベルが貼られていない限り) (PG II と PG III のみ)
[訳者 注- このページの下にある訳者 注を参照すること]
 - 区分 6.2 (病毒を移しやすい物質)
 - 第 7 分類 (放射性物質) で他の危険性の定義に合致しないもの
 - 第 9 分類並びに少量危険物及び微量危険物
 - 貨物専用機に搭載する場合は、貨物はアクセス可能と判断される位置に搭載すること。Class C の貨物室は搭載可能に含まれる。
- (e) 運航者は事故報告の要件に関し、49 CFR 171.15, 171.16 を遵守し、異常に関する報告は 49 CFR 175.31 を遵守しなければならない。

Note: 事故報告書ならびに、その記入方法は、
<http://www.phmsa.ot.gov/hazmat/incident-report>からダウンロード出来る。

[訳者 注]

USG-13 で搭載制限が免除にならないとされている区分 6.1 で第 3 分類のサブリスクのあるものは ICAO/IATA では免除になる物質の方に含まれている。アメリカ運輸省が ICAO の技術指針を誤って逆の解釈をしてしまったようである。アメリカの例外規定 USG-13 の記述が ICAO と同じに修正されない限り、アメリカ路線およびアメリカ国籍の航空機での搭載に齟齬を生じかねない。アメリカの例外規定が ICAO と同じになるまで、実務上は区分 6.1 でサブリスクのある物質を CAO として輸送するものは、すべて例外なく、アクセス出来るよう取り扱い・搭載するようになれば問題は起きない。

USG-16

Air bag filter、Air bag module 及び Seat belt pretensioner はアメリカ合衆国の Approvals and Permits Division (PHH-30) (USG-01 参照) の事前の許可のない限り、アメリカへ行く、出る、通過する、もしくはアメリカ国内を輸送してはならない。かかる許可は、物件の構成、デザイン、包装に変動がない限り、当該物件や物質の以後の輸送にも有効である。国内運送の場合、Air bag filter、

Air bag module 及び Seat belt pretensioner で区分 1.4G の火薬類の基準に合致するものは、UN 0431 Articles, pyrotechnic for technical purposes の名称で輸送されなければならない。危険物申告書に、一つ一つの承認された inflator、module もしくは pretensioner の EX 番号もしくは製品コードを 8.1.6.9.1 で要求されている基本的な品目明細に関連して記載されていなければならない。もし製品コードが使用されているときは、適宜、inflator、module もしくは pretensioner の個々の EX 番号に監督官庁の職員が遡及できるようになっていなければならない。EX 番号もしくは製品コードは外装容器の上に記載する必要はない。

運航者例外規定の新設および改訂 (Section 2.8.4)

[訳者 注] 運航者例外規定の新設および改訂の和訳は全文省略する。詳しくは英文を参照のこと。

第 2 章 (Section 2)

Page 25 Table 2.3.A に下記の変更および追加がある。

NO YES **NO** NO NO Internal combustion or fuel cell engines, must meet A70 (see 2.3.5.15 for details)

YES YES YES NO NO Non-infectious specimens **packed with small quantities of flammable liquid**, must meet A180 (see 2.3.5.14 for details)

NO YES NO NO NO **Permeation devices, must meet A41 (see 2.3.5.16 for details)**

Page 27 2.3.5.13 を下記のように改訂する。

2.3.5.13 防漏型バッテリーを含む携帯可能電子器具**装置** (Portable Electronic ~~Equipment~~ **Devices** Containing Non-Spillable Batteries)

預託手荷物もしくは機内持ち込み手荷物として、特別規定 A67 の要件を満たす防漏型バッテリーを含む携帯可能な電子**器具装置**。特別規定 A67 の要件を満たす防漏型バッテリー2個までをスペアとして搬送しても差し支えない。下掲の要件が適用になる。

- 個々のバッテリーの電圧は 12V を超してはならない、また、ワット時レーティングは 100Wh を超してはならない。
- 器具装置**は誤作動から保護されていなくてはならない、もしくは、バッテリーを取り外し、バッテリー端末は絶縁されていなくてはならない。
- 個々のスペアのバッテリーは、バッテリー端末を絶縁することにより、短絡しないよう保護されていなければならない。

第 4 章 (Section 4)

危険物リスト (Table 4.2) の修正

[訳者 注] 危険物リストの修正は省略する。詳しくは英文を参照のこと。

4.4 特別規定の修正 (4.4 Special Provisions)

Page 359 の特別規定 A186 を下記のように改訂する。

A186 (361)

この項目はエネルギー貯蔵容量が 0.3Wh を超える電気二重層キャパシターに適用になる。キャパ

シターでエネルギー貯蔵容量が 0.3Wh もしくはそれ以下のものは本規則の適用を受けない。エネルギー貯蔵容量とは、公称電圧と公称静電気容量により算出されるキャパシターによって保持されるエネルギー量の意味である。この項目が適用される全てのキャパシターは、危険物の如何なる分類または区分の分類基準に合致しない電解液を保有するキャパシターを含み、以下に記述する要件を満たさなければならない。

- (a) 機器に組み込まれていないキャパシターは、完全放電状態で輸送されなければならない。機器に組み込まれているキャパシターは完全放電状態で輸送されるか、或いは、短絡から保護されている状態で輸送されなければならない。
- (b) 個々のキャパシターは輸送中に起こり得る短絡の危険性に対して、下記に示すような保護が加えられていなければならない。
 - (i) キャパシターのエネルギー貯蔵容量が 10Wh 以下の場合、または、一つのモジュールの中の個々のキャパシターのエネルギー貯蔵容量が 10Wh 以下の場合、キャパシターもしくはモジュールは、短絡を防ぐように保護されるか、もしくは、端末を金属製のストラップで接続されていなければならない。
 - (ii) キャパシターもしくは一つのモジュールの中の個々のキャパシターのエネルギー貯蔵容量が 10Wh を超えている場合は、キャパシターもしくはモジュールは端末を金属製のストラップで接続されていなければならない。
- (c) 危険物を含むキャパシターは 95kPa の圧力差要件に耐える設計でなければならない。
- (d) キャパシターのケースに設けられた弁、もしくは矮弱な部分 (weak point) より、使用中に蓄積される内部圧力を安全に開放する設計で製造されていなければならない。弁が開くと共に、噴出される液体は包装材料により、もしくはキャパシターが内蔵されている機器によって外に流出しないようになっていなければならない。なお、
- (e) キャパシターはエネルギー貯蔵容量を Wh 単位で明示されていなければならない。

危険物の如何なる分類もしくは区分の分類基準に合致しない電解液を含むキャパシターは、機器に組み込まれている場合も含み、本規則の他の規定の適用を受けない。

危険物の如何なる分類もしくは区分の分類基準に合致した電解液を保有し、エネルギー貯蔵容量が 10Wh 以下のキャパシターは、梱包されていない状態で、固く、弾力性のない平らな水平面に 1.2m の高さから落下テストを行っても、内容物が損失をしない場合は、本規則の他の規定の適用を受けない。

危険物の如何なる分類もしくは区分の分類基準に合致した電解液を保有し、機器に組み込まれていなく、エネルギー貯蔵容量が 10Wh を超えるキャパシターは、本規則の適用を受ける。

機器に組み込まれ、危険物の如何なる分類もしくは区分の分類基準に合致する電解液を保有しているキャパシターは、輸送中に機器の誤作動を防ぐような方法で、容器の意図した用途に沿って適切な材質並びに十分な強度に設計、製造された強固な外装容器に収容されていれば、本規則の他の規定の適用を受けない。キャパシターを内蔵する大型で堅牢な機器は、キャパシターが内蔵されている機器により同等の保護が受けられていれば、包装しないまま、もしくは、パレットに積み付けたまま、輸送して差し支えない。

Note: キャパシターで、設計上、端子間で電位をもつもの（例えば、asymmetrical capacitor 非対称キャパシター）は、この項目に属さない。

Page 360 の特別規定 A190 を下記のように改訂する。

A190

中性子線検知器(neutron radiation detectors) で 1g を超えた量の加圧されていない三フッ化ホウ素ガス (Boron trifluoride gas) を含んでいるもの、並びに、そのような中性子線検知器を構成要素として内蔵している放射線検知装置は、Table 4.2 の K/L 欄に “Forbidden (輸送禁止)” と記されていても、本規則の要件に従って貨物専用機での輸送が行われても、下記の要件を守れば、差し支えない。

- (a) 個々の中性子線検知器の絶対圧力が 20℃ の時、105kPa を超えていてはならない。
- (b) 一つの検知器当たりガスの量は 12.8g を超してはならない。また、外装容器 1 個当たり量、もしくは、一つの放射線検知装置当たりの量は 51.2g を超してはならない。
- (c) 個々の中性子線検知器は溶接された金属の構造で、金属にセラミック製の供給アセンブリーが臘付けされている構造であること。最低でも 1,800kPa の破裂圧力がなければならない。

- (d)個々の中性子線検知器は、内容物のガス全量を吸収するに足りる吸収剤と共に、中間的なプラスチックの内袋に封印がされて収納されていなければならない。中性子線検知器は、漏れることなく1.8mの落下試験に耐えることが出来る強固な外装容器に包装されなくてはならない。中性子線検知器を内蔵した放射線検知装置も、中性子線検知器に含まれているガスの全量を吸収するに足りる吸収剤と共に包装されていなければならない。吸収剤は、適宜、ライナーもしくは複数のライナーで囲まれていなければならない。中性子線検知器が放射線検知装置によって同等な保護を受けていない限り、それらは強固な外装容器に包装されていなければならない。なお、
- (e)危険物申告書に、この特別規定により輸送されている旨の記載がなくてはならない。危険物申告書には包装基準番号が記載されていなければならない。包装物には“Toxic Gas”と“Corrosive”の危険性ラベルが表示されていなければならない。

貨物として輸送される際には、中性子線検知器で三フッ化ホウ素が 1g 以下含まれているもの、溶接されたガラスの結合部を有するものも含め、また、放射線検知装置でそのような規格に合致した検知器を内蔵しているものが上記の要件に従い包装されている場合、Table 4.2 の J/K 欄と L/M 欄に“Forbidden (輸送禁止)”の表示があるに拘らず、本規則書の規定は適用は受けない。

“Not Restricted”の文言と特別規定番号を 8.2.6 で要求されている運送状の物質の品名に加えなければならない。

第 5 章 (Section 5)

Page 514 包装基準 Y840 を修正する。

PACKING INSTRUCTION Y840

追加の包装要件

- **ガラス**の内装容器は内装容器の内容物全量を吸収するに足りる十分な吸収剤と共に包装し、強固な防漏型の容器に収納した後、外装容器に収納すること。

Page 552 ~ Page 555、包装基準 965 を修正する。

PACKING INSTRUCTION 965

運航者例外規定 5X-02/04/07, AC-06, AM-09, CI-01, DL-06, EY-04, FX-07, QY-03, US-01

追加要件 - Section IB

個々の包装物は 7.1.5.1 (a) 並びに (b) の要件に従ったマーキングがされていなければならない。更に追加して、もし要求される**時**には、7.1.5.1 (c) で要求されている総重量の表示も包装物に記載がなければならない。

Section II

追加要件 - Section II

セルやバッテリーはセルやバッテリーを完全に包み込む形で内装容器に包装されていなければならない。そして、しかる後、強固な**硬い**外装容器に収納しなければならない。

Page 560 ~ Page 563、包装基準 968 を修正する。

PACKING INSTRUCTION 968

運航者例外規定 5X-02/04/07, AC-06, AM-09, BA-02, CI-01, CX-07, CZ-08, D0-03, DL-06, EY-04, FX-07, KA-07, LD-08, QR-04, QY-03, SK-01, US-01

Section IB

Section II の Table 968-II で許されている数量を超過している数量のリチウム金属セルもしくはバッテリーは、第 9 分類に割り当てられ、下に掲げる要件を除き、本規則の全ての適応する要件（この包装基準の一般包装要件も含み）を満たさなければならない。

追加要件 - Section IB

個々の包装物は 7.1.5.1 (a) 並びに (b) の要件に従ったマーキングがされていなければならない。更に追加して、もし要求される時には、7.1.5.1 (c) で要求されている総重量の表示も包装物に記載がなければならない。

Section II

追加要件 - Section II

セルやバッテリーはセルやバッテリーを完全に包み込む形で内装容器に包装されていなければならない。そして、しかる後、強固な硬い外装容器に収納しなければならない。

第 7 章 (Section 7)

Page 618 - 7.1.5.1 (f) を下記のとおり修正する。

- (f) 第 2 分類の冷凍液化ガスについては、包装基準 202 に規定されているとおり、個々の包装物の正しい天地方向を明確に、天地方向ラベル（図 7.4.D もしくは図 7.4.E）もしくは図 7.4.D もしくは図 7.4.E と同じ規格、または ISO 規格 780-1997 に従って包装物にあらかじめ施されている天地無用のマーキングで示されていること。天地無用のラベルは相反する側に最低 2 枚もしくは 2 ヶ所に印刷表示され、矢印は正しい方向に向いていなければならない。“KEEP UPRIGHT”の文言が 120 度間隔で包装物の外面を回る状態で表示されているか、相反する 2 面に表示されていること。包装物には更に“DO NOT DROP – HANDLE WITH CARE”の文言が表示されていなければならない。包装物は、緊急事態の場合、輸送途上で遅延に遭遇した場合、到達地で貨物が引き取られなかった場合の指図が記されていなければならない。

Page 619 - 7.1.5.5 を修正する。

7.1.5.5 寸法 (Size)

7.1.5.5.1 UN/ID 番号のマーキング並びに 7.1.5.1 (a) で規定されている“UN”もしくは”ID”の文字は、最低でも 12mm の高さの文字でなければならない。但し、容器が 30L もしくは 30kg 以内の容器であれば、最低でも 6mm の高さの文字でなければならない。5L もしくは 5kg 以下の容器については、相応な大きさでなければならない。

Note:

UN 番号マーキングに関する必須の要件は 2014 年 1 月 1 日より厳しく実行される。

第 8 章 (Section 8)

Page 646 - 8.1.6.9.4 Step 9 (a) を下記のとおり修正する。

Step 9. 適用するならば、

- (a) もし特別規定が A1, A2, A51, A81, A88, A99, A190 もしくは A191 ならば、その特別規定の番号

第 10 章 (Section 10)

Page 733 - 10.7.4.2.3 を下記のとおり修正する。

10.7.4.2 ラベルの貼り付け位置

10.7.4.2.1 包装物の寸法が十分な大きさであれば、1セットのラベル (10.7.4.3.1) を正式輸送品目名が書かれている同じ面に、且つ、品目名に隣接してマーキングをしなければならない。

10.7.4.2.2 ラベルは包装物の荷送人もしくは荷受人の住所が書かれている近辺に貼られることが望ましい。

10.7.4.2.3 副次危険性のラベルは、適応する場合、主危険性のラベルが貼られている同じ面に、主危険性のラベルに隣接して貼られなければならない。

付録 D.1 (Appendix D.1)

Page 793 - ボリビアの監督官庁の記述を修正する。詳細は英文を参照のこと。

Page 796 - インドネシアの監督官庁の記述を修正する。詳細は英文を参照のこと。

付録 F.3 - Page 863 - ANA Logistics d.b.a. Kinoshita Aviation Consultants の記述を下記のとおり修正する。

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Moto-Nakayama 4-3-3-1102/1103
Funabashi, Chiba-Ken 273-0035
JAPAN

Tel: +81 (0) 47 334 7924
Fax: +81 (0) 47 335 2291
E-mail: benkinoshita@aol.com
bentozai@aol.com
Website: www.airtransport-tozai.com

[訳者 注]

付録 F.2 の Sales Agent の Page 852 の記述も同様に修正する。

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Moto-Nakayama 4-3-3-1102/1103
Funabashi, Chiba-Ken 273-0035
JAPAN

Tel: +81 (0) 47 334 7924
Fax: +81 (0) 47 335 2291
E-mail: benkinoshita@aol.com
bentozai@aol.com
Website: www.airtransport-tozai.com

Page 866 - フィリッピン の Aircargo Forwarders の記述を修正する。詳細は英文を参照すること。

以 上